

香川県栄養塩類管理計画（素案）について提出されたご意見と それに対する県の考え方

問い合わせ先

環境管理課 土壌・水環境グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3218/FAX:087-806-0228

E-mail:kankyokanri@pref.kagawa.lg.jp

令和5年9月29日から令和5年10月30日までの1カ月間、香川県栄養塩類管理計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、2人から2件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、素案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 2件

〈提出されたご意見の数〉

栄養塩類増加措置の実施に関すること 2件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
栄養塩類増加措置の実施に関すること	
海に流す汚泥を、ある程度、栄養のあるまま流してはどうかという発想である。私はこの考え方については反対である。	栄養塩類増加措置として、下水処理施設の季節別運転管理を実施しますが、冬季に下水処理中の栄養塩類を残して排出する運転方法となりますので、汚泥が排出されることはありません。
除草剤や農薬等は海に影響しないのか。	栄養塩類増加措置は、下水処理施設から排出するアンモニア態窒素やりんを増やす運転であり、除草剤や農薬等が増えるわけではありません。 豊かな海を目指して、海域及び季節ごとに栄養塩類のきめ細かい管理を行ってまいります。